

コラム

生物多様性とは何か～生物多様性条約 COP10～

名古屋市立大学大学院 経済学研究科, 生物多様性条約 COP10 支援実行委員会アドバイザー 香坂 玲

1. はじめに

「生物多様性」という言葉は、子どもを含めて一般の人々と正確に議論することがなかなか難しい言葉です。理科の教育においても、壮大な時間軸での生物の進化と絶滅、身近な昆虫採集、人間活動と生態系の荒廃、薬品・食品などの日用品に用いられる有用な微生物など、そのテーマは多岐に渡ります。

なかなかつかみどころのない言葉ですが、「生物多様性」は理科という教科を超えて、実に興味深い数々のテーマと関係しています。小学生から高校生まで、かかわりの深いテーマには、子どもたちは自然と興味を持ってくれるケースが多いのです。例えば、昆虫や想像上の動物たちが戦うゲームは子どもたちに非常に人気があります。携帯電話やテレビゲームに熱中する姿には違和感を覚えるにしても、内容を見ると実は多様な生き物の面白さを観賞しているといえなくもない節があります。

2. 生物多様性と生態系サービス

そもそも「生物多様性」とは、地球上のさまざまな個性溢れる「いのち」と、その「つながり」のことを意味します。「つながり」というのは、食べたり、食べられたり、排泄物を分解したり、天敵から守ったり、ときには利用したりされたり、といった関係性を示します。

人間にとっても生物多様性はさまざまな恵み、つまり、学術の言葉でいう「生態系サービス」を提供しています。私たちの日常に関係の深いものでは、食べ物や衣服、家や家具などの資源や材料が、ここから調達されています。これを「供給サービス」と呼んでいます。加えて、サンゴ礁や干潟などの生態系は空気や水の浄化、マングローブ林や森林は津波のときには防波堤やダムの役割、気温が上昇するときには自然のクーラーとしての役割を果たし

ます。こちらは「調整・制御のサービス」です。

ほかに、海や山の景観、地域の文化によって音楽、俳句などの芸術とレクリエーション活動が営まれています。これもまた生物多様性からのサービスで、「文化的サービス」と分類されています。さらには、土壌の形成などの基盤的な役割を担い、エネルギー等の大きな循環を行っていることを「基盤サービス」と呼んでおり、いわば生活の隅々までを支えているインフラと捉えています。

このように、供給、調整・制御、文化、基盤それぞれのサービスが、私たちの健康や快適な社会生活、次世代の選択肢の自由度などと結びついています。図1は、2005年に「ミレニアム生態系評価」の中で発表されたもので、生態系サービスが強弱をもってさまざまな形で結びついていることがわかります。

生物多様性という、どうしてもほ乳類を中心とする絶滅危惧種などを想像しがちですが、土壌の中の微生物や森林、干潟などもさまざまな役割を通じて私たちの生活と深くかかわっているのです。逆に、生物多様性の循環が壊れてしまったり、劣化してしまうと、私たちの生活や世界の国々にも、健康や社会関係などの側面から、さまざまな悪影響を及ぼしてしまうことがわかります。

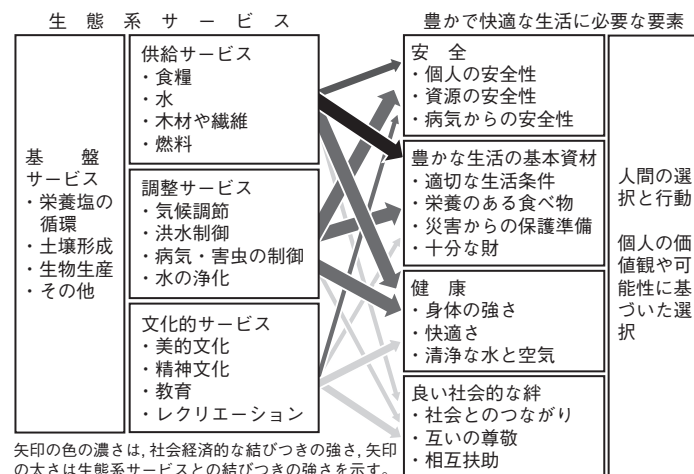


図1 4つの生態系サービスと私たちのつながり(出典:ミレニアム生態系評価)

3. 生物多様性条約

1. 歴史的背景

1992年に開かれた「環境と開発のための国際連合会議(UNCED)」,いわゆるブラジル・リオの地球サミットが契機となって、生物多様性・気候変動枠組条約は誕生しました。同時に誕生したのが「双子の条約」などともいわれますが、生物多様性と気候変動では知名度にずいぶん差がついてしまった印象があります。ただ、当時の報道では熱帯雨林の破壊など生物多様性にかかわりが深いテーマの露出は高かったのです。気候変動はその後、京都議定書という実際の事業や国の政策に大きな影響を及ぼす法的拘束力のある枠組みができたこと、有名人や報道が取り上げたことなどが重なって国際政治的なテーマとなっています。

ただ、気候変動でも生物多様性でも、環境問題の責任や実際の実施方法をめぐっては、産業や経済水準が高い先進国と、多くの希少な自然や資源を抱える発展途上国の意見が折り合わなかった歴史的な経緯があります。これは「南北の対立」といわれ、2009年にコペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約の締約国会議(Conference of the Parties:COP)でも明らかなように、現在までその影響は色濃く残っています。誕生の契機となったUNCEDの会議では、「環境と開発のため」という名称が示すように、環境の保護や保全を単独ではなく、開発との両輪として取り上げています。先進国などが進める環境保全のテーマと同時に、発展途上国の経済発展、そして森林や海などの資源を活用して生活している貧困層に配慮しながら議論することが、持続可能な社会の構築に必要であることが認識された会議ともいえます。

2. 生物多様性条約の目的

生物多様性条約は、熱帯雨林などの資源が発展途上国に偏在していることから、発展途上国と先進国が話し合う「架け橋」としての役割も担ってきました。そのため、上記のような南北の対立という力学は、生物多様性条約の3つの条約の目的(①地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること、②生物資源を持続可能であるように利用すること、③遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ公平に配分すること)にも反映されています。すなわち、UNCEDの「環境と開発」の精神が反映され、「保全」,

「持続可能な利用」,「遺伝資源の利用のフェアでバランスの取れた利益配分」の3つが目的として掲げられていることがわかります。

3. COPは何ををするところ?

さて、実際の条約についての決定を行う会合の場であるCOPは何ををするところなのでしょう。COPでは、各領域ごとに、課題や今後の活動の戦略・方針などを、決議として採択していきます。あまり驚きはないでしょうが、ただ、注目すべきはその際の大原則が、すべての国のコンセンサス(同意)が必要であるということです。多数決ではなく、一国でも反対すれば、決議が採択されることはありません。それは、国際社会がどれほどグローバルに貴重で重要と考えても、ある国の森やサンゴ礁を多数決で保護下に置いたり、利用制限をすることはできず、各国に行動を促すことが限界であるという現実があるからです。国際社会では、互いの価値観の違いを認め、自国の資源や法制度は自国で決めるという、主権を尊重するルールがあります。

結果として、COPの決議では多くの労力と時間が交渉に割かれることとなります。一方で、採択された決議文書の文言は、190以上の国がコミットしたこととなり、唯一の正式な文書としての重みを持ちます。その点、科学論文や期間中に発行される報告書とは区別する必要があります。

4. COP10

すでに述べたように、2010年のCOP10において最も大きな議題の1つは、「遺伝資源の利用から生ずる利益配分」についての国際的な制度をどうするのかという点となっています。これは条約の第3の目的にも掲げられていますが、未だに自主的な取り決めであるボン・ガイドラインしかなく、条約誕生から20年近くを経た2010年のCOPで国際制度について合意できるかどうか注目が集まっています。また、COP10では次の保全の目標であるポスト2010年目標(おそらく2020年までの目標)についても議論が行われます。なんらかの数値目標を含む目標となるのか、減少率や違法伐採の阻止などの森林に関わる要素や気候変動との相互作用を含むものとなるのか、今後の締約国の動向や判断に予断を許さない情勢となっています。